

【学士課程生】新型コロナウイルス感染症による家計急変に伴う 授業料減免申請について(2021 年度前期)

新型コロナウイルスの感染拡大により家計が急変し、経済的理由により授業料等の納付が困難となった学士課程生を対象に、家計急変枠として授業料免除の申請を受付いたします。

本件の対象は、2021 年度前期にかかる入学料・授業料免除の申請となります(2021 年度後期分は対象外)。

該当者で希望される方は、下記の案内をよく読み、申請書類を提出してください。

◆申請資格

2019 年度以前入学の学士課程生を対象とし、以下の要件を満たしていること。

《日本人学生》

以下の要件を満たす者 ※満たしていない場合は、申請できません。

1. 日本学生支援機構(Jasso)の給付奨学金へ家計急変(新型コロナウイルス感染症に係る影響による家計急変)での申請を行った者(※1)

※1 【Jasso 給付奨学金の申請について】

申請希望者は、まず Jasso 給付奨学金の申請にかかる「[進学資金シミュレーター](#)」で支援対象となるかをご確認ください。支援対象となった場合は、その旨を経済支援グループ(gak.kei@jim.titech.ac.jp)にお申し出の上、案内に従い手続き願います。支援対象とならなかった場合は、シミュレーション結果を提示の上、別途ご相談ください。

《私費留学生》

以下のいずれかの要件を満たす者 ※満たしていない場合は、申請できません。

1. 公的な援助(注 1)の受給が決定している者
2. 新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少した者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
 - a. 2020 年又は 2019 年 日本において、本人及び同居する家族に 130 万円以上のアルバイト代等の収入があり、かつ 2021 年において減収後の 日本での アルバイト代等の収入が 1/2 以下となった者
 - b. 2020 年度に本学で授業料免除の申請をしている在学生であり、かつ、本人及び日本で同居する家族の 2020 年又は 2019 年の主たる収入がアルバイト代等であったが、2021 年において減収後の 日本での アルバイト代等の収入が 1/2 以下になった者

注 1: 公的な援助に該当する制度については[こちら](#)を参照

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/jyugyo-2020menjokyuhen-sienlist.pdf>

◆申請方法及び提出先(送付先)

郵送又は直接窓口にて、下記申請期間内に提出書類一式を提出してください。

なお、郵送の場合は、簡易書留等の追跡可能な形式で、封筒には「学士・2021 前期授業料免除申請(家計急変)」と記載して送付してください。最終期日までの消印有効です。

【提出先(送付先)】 学生支援課 経済支援グループ

(郵送)〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 TP-102 東京工業大学 学生支援課経済支援グループ宛
(窓口)大岡山キャンパス Taki Plaza 1 階 (8:30~17:15)

◆申請期間

以下の2回に分けて、それぞれ指定された書類を提出してください。

1次書類提出期間	2021年4月5日(月)～4月14日(水)
2次書類提出期間	2021年5月11日(火)～5月24日(月)

・期間終了後の提出は、一切受け付けません。(郵送分は最終期日までの消印有効)

◆提出書類

《1次提出書類》

①《日本人学生・私費留学生共通》

・新型コロナウイルスによる家計急変申立書

様式はこちら: <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/kakeikyuhen-applicationform-ug2021spring.pdf>

②通常の授業料減免申請の1次提出書類

《日本人学生》申請案内 <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2021uj-sinsei1-annai.pdf>

様式類(1次申請) <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2021uj-sinsei1-yoshiki1st.pdf>

《私費留学生》申請案内 <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2021-uf-sinsei1-annai.pdf>

様式類(1次申請) <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2021-uf-sinsei1-yoshiki1st.pdf>

《2次提出書類》

①新型コロナウイルスによる家計急変の影響を受けたことが証明できる書類

《日本人学生・私費留学生共通》

公的な援助を申請した方	・公的支援の受給証明書または採用が決定したことがわかる書類 及び下記のいずれかの書類 ・(給与収入が減少している場合)直近(2021年1月以降)の給与明細三ヶ月分の写し ・(給与以外の収入が減少している場合)給与収入以外の減収申立書(※注3) および、売上高の減少が証明できる書類(月次試算表、売上帳簿等)
給与収入が昨年又は一昨年に比べて1/2以下に減少した方	申請者本人と生計維持者(留学生の場合は同居の家族)について、下記全ての書類を提出 ・2021年(令和2年分)の課税証明書 ・2020年(令和元年分)の課税証明書(一昨年と比較する場合のみ) ・直近(2021年1月以降)の給与明細三ヶ月分の写し
給与以外の収入が昨年又は一昨年に比べて1/2以下に減少した方	申請者本人と生計維持者(留学生の場合は同居の家族)について、下記全ての書類を提出 ・2021年(令和2年分)の課税証明書 ・2020年(令和元年分)の課税証明書(一昨年と比較する場合のみ) ・給与収入以外の減収申立書(※注3) ・令和2年分の確定申告書の写し ・売上高の減少が証明できる書類(月次試算表、売上帳簿等)

※注3: 減収申立書様式: <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/kakeikyuhen-gensyu-ug2021spring.pdf>

②通常の授業料減免申請の2次提出書類

《日本人学生》申請案内 <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2021uj-sinsei1-annai.pdf>

様式類(2次申請) <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2021uj-sinsei1-yoshiki2nd.pdf>

◆申請結果

審査を経た後、申請結果(全額免除、半額免除、不許可)は本人に封書により通知します。(7月中旬予定)

審査の結果、半額免除、不許可になった場合は、所定の期日までに授業料を納付する必要があります。

◆問い合わせ

不明点がありましたら、経済支援グループ(gak.kei@jim.titech.ac.jp)にメールでお問い合わせください。

その際、**学籍番号・氏名・電話番号は必ず記載してください**。折り返しメール又は電話で回答いたします。

◆Q&A

Q1	今回この新型コロナウイルスによる家計急変枠(以下、「家計急変枠」とする)で授業料免除を一度申請したら、後期は何も手続きをしなくてよいのでしょうか。
A1	通常の授業料免除とは異なり、後期にも改めて申請が必要です。そのため、判定結果については前期と後期で別々に判定・通知いたします。
Q2	申請資格のところに「公的な援助の受給が決定している者」とありますが、一次書類提出期間の時点で、まだ申請中(または申請予定)の状態です。その場合、家計急変枠の授業料免除には申請できないのでしょうか？
A2	一次書類提出の時点では、公的援助を申請中(または申請予定)であっても申請可能です。ただし、二次書類提出の際に、公的な援助の受給決定通知や、受給証明書の提出が必須となりますので、ご注意ください。
Q3	留学生の申請資格の2-bについて、「昨年又は一昨年の主たる収入がアルバイト代等であった」という記載がありますが、それはどのような状態のことを言いますか。
A3	昨年又は一昨年の収入全体に対して、アルバイト代が半分以上を占める場合を言います。
Q4	通常の授業料免除を既に申請しているのですが、家計急変枠での申請に変更したいです。
A4	一次書類提出期間中に家計急変枠の提出書類を提出すれば可能です。
Q5	申請資格を満たし、家計急変枠で申請さえできれば、誰でも授業料免除になりますか。
A5	審査については通常の授業料免除と同様、学業基準・資産基準・収入基準により総合的に行います。審査の結果、「不許可」や「半額免除」となる可能性もございます。